

株式会社モトイからのお知らせ（ご契約中のお客さまへ）

平素よりモトイガスをご愛顧頂きありがとうございます。

さて、国際情勢を背景とした資源・エネルギー価格の高騰により、国内の物価上昇が続いております。また、皆様にご利用いただいておりますLPGガス料金も、輸入価格や配送コストの上昇による影響を受け高騰しております。

この様な中、滋賀県では家庭・企業等のLPGガス料金の高騰の負担軽減を図る目的とした滋賀県LPGガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業（5回目）として「滋賀県LPGガス料金負担軽減支援事業」が実施されます。当社といたしましても、本事業への補助金申請を行い、LPGガス料金負担軽減支援事業によりお客さまの負担軽減につなげられるよう対応して参ります。

つきましては、滋賀県にお住いのお客様へ、令和7年12月の検針におけるガス料金について、値引きを実施させていただきます。

対象期間　※ 滋賀県LPGガス料金高騰対策支援事業の補助期間とすること。

令和7年12月検針分のコミュニティガス料金が対象となります。

料金値引き額と方法　※ 滋賀県LPGガス料金高騰対策支援事業の適用する内容とすること。

対象となる期間中、1契約（1世帯）につき12月の検針におけるガス料金の請求額から、1か月あたり1,500円と消費税額の150円の計1,650円を上限として差し引いた料金の請求となります。^(注1)

事業月（検針月）	支援額 ^(注2)
12月	1,500円 プラス消費税相当額

^(注1) 12月検針におけるガス料金（消費税加算前）から、支援金額1,500円を上限にお客さまが支払う料金を値引きいたします。

^(注2) 当該月の検針におけるガス料金（消費税加算前）が支援額未満の場合は、そのガス料金が支援の上限額となります。※12月分のガス料金が1,500円であれば値引額は1,500円となり、支払いはありません。また、12月分のガス料金が1,500円未満の場合、当該事業月の支援額は当該ガス料金の額が上限となります。

※ 値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と、口座引き落としや集金などのお支払い時に値引き後の価格で対応させて頂く場合があります。詳しくはお問合せ窓口までご連絡下さい。

※ お客様の「供給地点特定番号」は、検針票に記載されているお客様番号です。

ご注意

国、府（県）、市町村、（一社）日本コミュニティガス協会や滋賀県LPGガス協会からお客さまへの口座に値引き額が振り込まれることはございません。ガス事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。

お問合せ先 株式会社モトイ 滋賀営業所 電話番号 0748-37-7378

受付時間 8時30分 から 17時30分まで（土日・祝日、年末年始を除く）

（株）モトイ（登録番号 G0085）

近江八幡市上田町1290-6

0748-37-7378